



最低賃金が913円に引き上げとなります。

10月2日より、静岡県の最低賃金は従前の885円から913円へ引き上げとなります。時給者だけでなく日給者や月給者も最低賃金を達成しているか確認をしましょう。

【日給制】日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額

【月給制】月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額

【出来高制】出来高払制の賃金総額 ÷ 当該賃金計算期間の総労働時間数 ≥ 最低賃金額

※基本給が日給制で手当が月給制などの場合、各々上記の式で計算したものの合算 ≥ 最低賃金

東京商工リサーチが行ったアンケートによると、8割以上の企業が今回の最低賃金引き上げは人員戦略に影響を与えないと回答していますが、5.4%の企業が非正規従業員を削減、9.8%の企業が正規従業員を増員すると回答しています。この動きは中小企業に顕著であり、賃金を抑える非正規雇用のメリットが薄れる可能性、またコロナ拡大前の人手不足を受け雇用の安定化のため正規従業員が増加する可能性が指摘されています。しかしコロナ禍で業績低迷が続く業種には今回の引き上げは大きな負担になりかねず、非正規を中心に雇用削減の動きも危惧されるため、今後非正規雇用を維持する新たな支援策が求められます。



社会保険料 定時決定による等級の見直し

毎年4・5・6月に支給した給与を届け出る算定基礎届に基づき、9月から新たに等級が改定されます。新しい等級を確認いただき、10月に支払う給与より新しい等級の保険料に変更をお願いします。

健康保険証について

①結婚等の届出をして氏名の変更があると、マイナンバー制度により協会けんぽへの手続きをしなくても自動的に新たな姓の保険証が会社に届きます。新しい保険証が届きましたら、旧姓の保険証は協会けんぽに返却してください。

②従業員が退職する場合、退職日までしか保険証を使うことはできません。退職日に被扶養者分も合わせて保険証を回収するようにお願いします。



健康保険 被扶養者確認のお知らせ

令和3年10月下旬から11月中旬にかけて、協会けんぽより「被扶養者状況リスト」が届きます。確認の対象者は、令和3年4月1日において18歳以上である被扶養者です。

※被保険者と別居している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書と、仕送りの事実と仕送り額が確認できる通帳の写し等の提出が必要です。

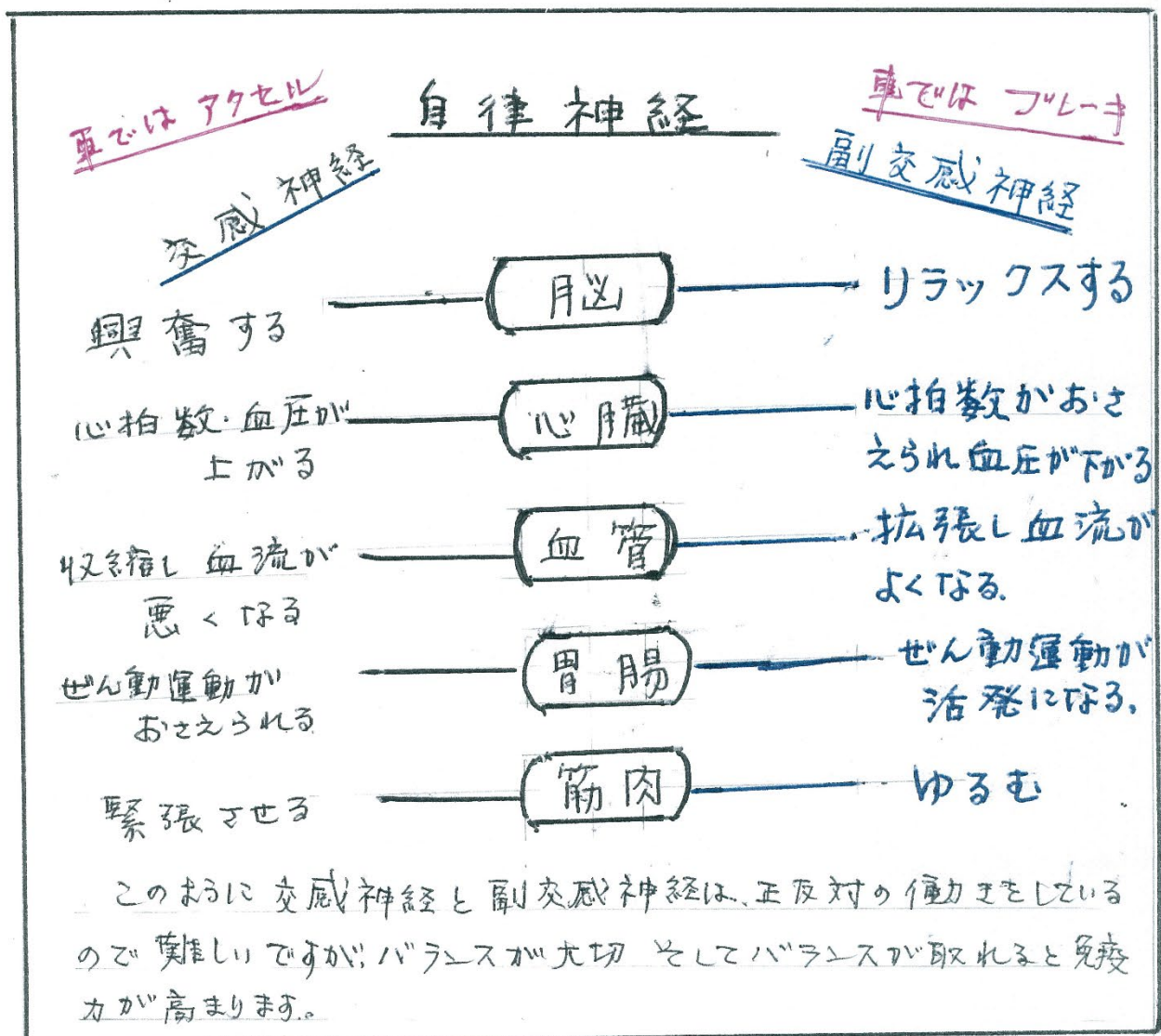
提出期限は、令和3年12月20日（月曜日）です。被扶養者資格の再確認が終わりましたら、速やかにご提出をお願いします。



自律神経 (交感神経と副交感神経)

新型コロナウイルスの感染拡大は、長期に亘り私たちのくらしは、非日常と変わり、正常に働かなくなりました。

自律神経は、「緊張」の交感神経と「リラックス」の副交感神経がバランスをくずし、体に不調を果す結果となりました。そんな相反する自律神経を並べて比較対照してみました。



副交感神経を高める方法、

1. 深呼吸をする。
2. シャワーではなく風呂に浸かる。
3. リラックスできる音楽を聴く。

交感神経を高める方法、

1. 人との会話、
2. 食事で腸を整える。
3. 日光を浴びながらウォーキング。

